

# 令和4年度地域課題解決型市町村支援業務 募集に係る企画提案仕様書

## 1 趣 旨

平成26年の介護保険制度改正により、要支援者への訪問介護及び通所介護サービスについては、市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）（以下「総合事業」という）に移行されたところであり、今後、住民主体のサービス等の充実に向け、事業実施主体である市町村が自らの地域特性を十分把握し、必要な取組を積極的に実施できるよう支援する必要がある。

また、府においても、各保健所に「共助型生活支援推進隊」を設置し、生活支援体制整備の促進等市町村への助言を行ってきたが、総合事業の一層の充実に向けて、まちづくりや地域活動団体等、より専門的な知識、支援ノウハウを蓄積し、市町村支援の充実が求められている。

そこで、本業務では、更なる地域包括ケアの推進に向け、市町村が総合事業の充実の検討を通じ、高齢者の自立支援や重度化防止に取り組むとともに、府が一層の専門的知識を持って市町村支援にあたることができるよう、技術的支援を行う。

## 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 専門家チームによる伴走支援を通じた、総合事業の充実に向けた市町村等支援

委託事業者は、まちづくり、地域づくりや住民活動など総合事業の関連分野の専門家を確保し、委託事業者と専門家により、市町村及び市町村支援を行う京都府への伴走支援を行うこと。

#### ○ 想定される支援内容

- ・ 支援対象市町村の課題認識の整理（ヒアリング）
- ・ 他地域の支援事例における支援アプローチの整理
- ・ 保健所による市町村訪問への同行・アドバイス

○ 支援を行う市町村は3市町村以上とし、その選定は市町村の希望等を踏まえ、京都府において決定する。

○ 専門家も含めた支援は延べ10回程度とし、具体の支援回数は、対象市町村、保健所の状況等を踏まえ、京都府と協議の上決定する。

○ 上記の他、令和3年度に支援対象となった福知山市及び木津川市へのフォローアップ支援を1回以上行うこと。

なお、令和3年度の両市における支援実施状況は、次の京都府ホームページから確認願います。

[https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/sogojigyoun\\_funotorikumi.html](https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/sogojigyoun_funotorikumi.html)

（介護予防・日常生活支援総合事業等の充実に向けた京都府の取組・地域課題解決型市町村支援事業）

## (2) 市町村支援検討会の開催

- 京都府における総合事業の充実に向けた市町村支援方策の検討会を行う。
- 検討会には、京都府（本庁、保健所）担当者及び専門家チーム、委託事業者を参集範囲とし、3回開催する。会場確保は府で行う。
- 検討会においては、支援対象とした市町村への今後の方策についての検討を行うとともに、市町村支援に係る情報交換、ディスカッション、市町村の抱える課題に即したノウハウの共有等を行うものとする。

## (3) 市町村に対する支援実施報告会の開催

- 上記支援実施状況を取りまとめた報告会を開催し、支援対象以外の市町村においても総合事業の充実に向けた検討を自ら進めることができるよう支援する。
- 報告会開催は1回（京都市内）とし、会場の確保、制度の説明、参加者の募集・受付については府において行う。

## 4 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ア 京都府健康福祉部高齢者支援課
- イ 受託者の所在地
- ウ 京都府保健所
- エ 京都府内市町村役場及び支所等
- オ その他京都府が指定した場所

## 5 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

## 6 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、京都府の承諾を得たときはこの限りでない。

## 7 成果品の提出

業務内容の結果を取りまとめ、次のとおり成果品を提出すること。なお、業務完了報告書の取りまとめに当たっては、京都府の担当職員と十分な事前調整の上、支援経過等が明らかになるよう努めるとともに、本事業において得られた成果を今後も有効に活用できるよう資料整理し、今後の課題解決のために必要な事項等を明記すること。

- ・業務完了報告書（印刷物）10部
- ・支援実施過程で得られた統計資料等のデータ
- ・上記データファイル（CD-R または DVD-R）1部  
（報告書データファイルは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成すること）

## 8 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。特に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ支援及び研修の実施方法について十分協議を行うこと。
- (2) 業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務における成果品及び中間成果物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、京都府に帰属するものとする。また、成果品は、京都府が作成するホームページや印刷物等に使用できるものとする。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は京都府と協議し、その指示に従うこと。